



2012年10月5日

高知県文化生活部人権課長
白石 文広 様

人権と民主主義・教育と自治を守る
高知県共闘会議

議長 鎌田 伸一



9月28日付け回答に対する私たちの考えと話し合いの申し入れ

日頃から、人権問題に関する行政を推進されていることに敬意を表します。

さて、8月24日の話し合いの場でお願いした質問に対する回答を、9月28日に受け取りました。しかし、その回答内容は、私たちの質問に誠実に答えるものではありません。そこで、以下の点で再度の話し合いを申し入れます。早急に話し合いの場を設定していただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. 9月28日付け回答の内容について
2. こうした回答を行う、高知県の行政姿勢について

*話し合いの設定は、下記の事務局までお願いします。

人権共闘事務局 畑山和則（高知県教組内）
電話 088-822-4135

(追伸)

別紙資料の通り、私たちの考えを述べておきます。

資料

9月28日付け回答に対する私たちの見解

<はじめに>

【質問】 8/24の話し合いの場で行った質問

「同和地区の人」（問2-3）「同和地区出身の人」（問2-4）の定義は何か。

【9/28回答】「同和地区出身の人」に限定して回答

今回の調査は、平成14年度に実施した前回調査と比較し、県民の意識の変化を把握することが大きな目的の一つであることから、基本的に前回と同様の設問としています。

このため、当該設問においても前回と同様に当該用語を使用しますとともに、県民一人一人が持つ率直な思いや考えを回答していただくことをこの設問の趣旨としていることから、前回と同様に用語の定義づけもなじまないものと考えます。

【事実確認】

前回の平成14年調査時は、設問の中には一度も「同和地区出身の人」という表現は使われていません。「同和地区の人」という表現は、問い9・10・11に使われています。なお、集計結果・分析の冊子の見出しなどには、「同和地区出身者」との表現は見られません。

<私たちの考え>

1. 「前回調査と比較し、県民の意識の変化を把握することが大きな目的の一つであることから、基本的に前回と同様の設問としています」との説明について

(1) 今回の調査項目、設問は、前回と比べて、削除や追加、用語解説が加えられている。これは、今年3月の県議会文化厚生委員会での意見続出と言える状況を受けて対応したものと判断される。そこで論議になったことは、特別措置法終了10年目の今回の状況の反映ともいえるものである。「誤解を招く設問や表現」等の指摘は、10年前のままでは通用しないとの判断である。

その結果は下記の通りである。

①「同和問題」の設問が前回と比べて3つ削除。(8→5)

②新たな人権課題の設問として3つ追加。

(刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害)

③エイズ患者の設問に「ハンセン病元患者等」が追加

④人権問題の選択肢を6つ追加(14→20)

(ホームレス、北朝鮮当局による拉致問題等、性的指向、性同一性障害、人身取引、震災による風評被害等による人権問題)

⑤新たに用語解説を10個追加

(同和地区、えせ同和行為、HIV、ハンセン病、性的指向、性同一性障害、人身取引、ドメスティックバイオレンス、バリアフリー、ユニバーサルデザイン)

このような、大幅な手直しを行っていて、「前回同様」という説明は通用しない。今回の質問は、状況の変化に対応した結果の表現になっているということである。

(2) 平成14年の前回調査の前に、当時の十河清企画振興部長と私たちは話し合いを持っている。その時、平成14年3月末で特別措置法が終了するので、地域や人の選別はなくなると指摘。その上で、県の調査で、法律が存在していたときと同じ「同和地区」や「同和地区の人」という表現を使う事は、誤解と偏見を広げることになるので、検討すべきであることを申し入れた。

十河氏は、「申し入れの趣旨は理解できる、4月以降線引きがなくなることも指摘の通り」と認めたが、法律があった時代の10年間の変化を把握したいので、今回は了承して欲しいとのことであった。その時の十河氏の様子や発言からは、将来（法律がなくなってから10年後の今回）も、同じやり方を続けるという姿勢はまったく感じられなかった。

なぜならば、地域や人が法的に線引きされていた時代と根拠法が終了した時代を「同じ」とらえ方をすることは出来ないからである。同じ用語で比較してはならないのである。明治時代に解放令が出た後、一部の人が「新平民」と区分けして扱ったことと結果的に同じことになってしまうからである。

2. 「当該設問においても前回と同様に当該用語を使用」と回答しているが、これは事実反することに

(1) 前回の設問には「同和地区出身の人」という用語は一切使われていない。前回は、既婚者と未婚者に分けて質問しているが、どちらも「同和地区の人だとわかった場合」という表現を使っている。「前回と同様に当該用語を使用」とはどういうことを言っているのか具体的に説明すべきである。

(2) 今回の調査で「問2-3」では、「同和地区の人」と表現し、「問2-4」では「同和地区出身の人」と表現している。

意味はどう違うのか、説明する責任がある。今回用語解説を加えた理由を、「誤解を与えないよう正確な情報を提供することとし」と執行部は説明している。その点からは、特に、今回設問に初めて使われた「同和地区出身の人」がどういう人を指すのか、説明する責任がある。もし「説明がなくても分かる」あるいは「特に説明の必要はない」、「回答者のそれぞれの思いで答えてもらっている(9/28回答時の説明)」と考えるのであれば、すべての用語解説などは必要がない。

3. 「県民一人一人が持つ率直な思いや考えを回答していただくことをこの設問の趣旨としていることから、前回と同様に用語の定義づけもなじまないものと考えます」との説明について

(1) 「前回と同様」と表現しているが、先に述べた通り、前回は使われてないので、このような理由は成り立たない。

(2) 「率直な思いや考えを回答していただく」ということを理由に用語の説明を否定しているが、それなら今回の他の部分で行われている用語解説は何のためなのか。まさに、

「率直な思いや考えを回答」するために、使われている用語の意味を説明することが必要なのではないか。

(3) なぜこの用語に関する説明を「なじまない」と判断するのか、その根拠を明らかにすべきである。他の用語の説明が行われている以上、そことの整合性を持った回答をすべきである。また、一つの調査の中で、「誤解を与えないよう正確な情報を提供する」という考え方と、「用語の定義づけはなじまない」という考え方が混在しているように見受けられるが、どのような整合性があるのか、その点も説明すべきである。

4. 文化生活部人権課の基本姿勢について

言うまでもなく、行政には説明責任が求められている。それは、県民の税金で行っている仕事であるということと、開かれた県政・県政の透明性の観点からも欠くことの出来ない要件である。

今回の「県民の意識調査」に対する私たちの申し入れにかかわる一連の対応は、話し合いまでに10ヶ月かかったことやその話し合いが調査が実施されてからの設定になったことなども含めて、下記の通り、きわめて不誠実・不真面目なものである。

①話し合いの場で答弁不能になった「同和地区の人」「同和地区出身の人」の意味について、このような回答をするまでに一ヶ月以上もかかったことの問題。

②しかし、それ以上に、前回の調査で使われてもいない用語を「前回と同様」などと無責任な回答を行っていること。

「人権」を冠する行政部署がこのような誠意のない対応をすることについて、貴職の反省と見解を問う。

以上